



学修支援申請の流れ

支援(合理的配慮)を希望する学生は、学修アクセシビリティ支援室にてニーズの確認をした後所定の手続きを経てさまざまな配慮を受けることができます。支援開始までの流れは以下になります。

1. 学修アクセシビリティ支援室のスタッフとニーズの確認



2. 必要書類の提出

- 医師の診断書またはカウンセラーなど専門家の所見
- 障害学生支援申請
- これまでに受けた支援等を説明する文書など(任意)



3. 支援室スタッフと配慮内容について協議



4. 配慮依頼の内容を学修アクセシビリティ支援室から担当教員に通知

遑々の合理的配慮はできません。申請手続きに時間がかかることがありますので、学期はじめに学修アクセシビリティ支援室にご連絡ください。

※申請手続きがWeek 4の最終日までに完了しない場合、配慮依頼は翌学期から有効となります。



LAS Websiteもご覧ください



las@icu.ac.jp



0422-33-3352



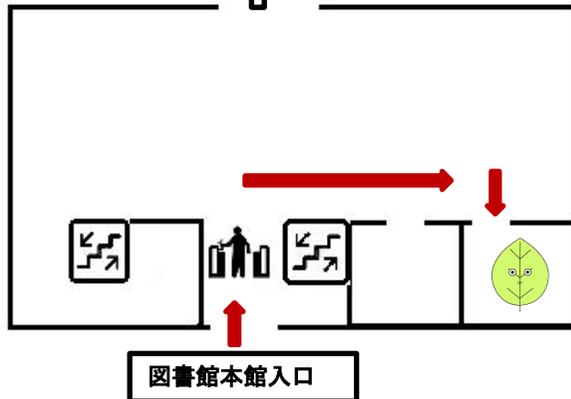
Mon.-Fri. 9:30-16:30



東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学
図書館1階 図書館本館入口入って右 2つ目のドア



オスマー図書館



Learning Accessibility Services

障害のある学生への学修支援について

ICU 学修アクセシビリティ支援室

2024.4

障害学生支援に関する基本方針

国際基督教大学は世界人権宣言の原則に立ち、すべての学生が機会の平等を基礎としていかなる差別もなく尊厳をもって学ぶことのできる環境を整備、維持する。本学は障害のある者が障害のない者と平等に学修、教育、研究及びその他の関連する活動全般に参加できる機会を確保する。

学修アクセシビリティ支援室について

ICUでは上記基本方針のもと、学修アクセシビリティ支援室が窓口となり身体障害(肢体不自由・視覚障害・ろう／難聴)、内部障害、学習障害、発達障害、精神障害等のある学生に合理的配慮を提供しています。学修アクセシビリティ支援室では学生、教職員、関連部署等と連携してユニバーサルな学修環境整備のための啓発活動も行っています。



合理的配慮とは

大学における合理的配慮とは、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育を受けるために必要な変更や調整を行うことです。配慮の内容は障害の種別や程度だけでなく、授業の内容や環境、学生自身の希望などによって変わります。

合理的配慮の例



試験および課題などの配慮の依頼

学生と教員の間立って、必要な配慮の依頼や調整を行います。試験への配慮は、試験時間の延長や別室受験などです。



ノートテイク支援

その場で話されている授業内容や教員・学生の発言などをPCや手書き、音声認識ソフトなどで文字通訳します。



教材の加工

授業で使用する教科書、資料をそのまま利用することが困難な場合、学生が利用できるよう加工(点訳、文字サイズの拡大やレイアウト修正、テキストデータ化など)して提供します。



移動支援・ガイドヘルプ

学内での移動が困難な場合や授業の出席に支障が出る場合、必要に応じて学生サポーターを配置します。



代筆・タイピング支援

筆記やパソコンでの文字入力が必要な場合、代筆やパソコンのタイピングを学生サポーターが代わりに行います。また、必要に応じて音声入力ソフトをインストールしてあるパソコンの貸し出しを行うこともあります。



教室配慮

遠くの教室への移動が困難な場合や、教室の設備やスペースなどで問題がある場合、教室を変更したり、必要な処置を行えるよう可能な調整をします。



情報機器の貸出

授業および試験時に問題が生じる場合に、支援機器や支援ソフトウェアなどの機器を貸し出します。



学修アクセシビリティ支援室の使用

支援ソフトウェアが使えるパソコンや点字プリンタ、拡大読書器、立体プリンターなどを利用できます。支援室は勉強や休憩するスペースとしても使用できます。

ニーズを考慮し必要に応じた支援を行います。大学生活で困ったこと、質問などありましたらまずは学修アクセシビリティ支援室までご相談ください。